

「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の実施結果について

## 1 意見募集の実施方法

### (1) 意見募集の周知方法

記者発表、環境省ホームページへの掲載、電子政府の総合窓口（e-Gov）

### (2) 資料の入手方法

環境省水・大気環境局水環境課において配布  
郵送による配布（報道発表資料参考）

### (3) 意見提出期間

平成24年8月10日（金）～9月10日（月）の32日間

### (4) 意見提出方法

電子メール、FAX及び郵送

### (5) 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

直通：03-5521-8306

代表：03-3581-3351

電子メール：mizu-kanri@env.go.jp

## 2 意見募集の結果

下記のとおり

### 3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見の概要	意見に対する考え方
追加予定の物質を対象とする排水規制とすべき	今回の事例が恒常的な排水によるものではないこと等から、指定物質として位置づけることが適当と考えます。
飲用基準をもっと多段階とすべき	水道の水質基準の設定は厚生労働省において行われているため、御意見として承ります。
指定物質としての追加は反対（他の前駆物質についての取扱いも同時に検討すべき、廃棄物処理法での対応もすべき）	<p>他の前駆物質については、現時点では具体的な物質についての十分な知見がないため、今後検討することとしています。</p> <p>また、廃棄物処理法での対応については、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を委託する際に、当該物質の含有に関する情報提供が必要であること等を明確化した通知を発出しています。なお、廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン)の見直し等については、今後検討することとしています。</p>
ホルムアルデヒドのみならず消毒副生成物に対する抜本的な対策として、トリハロメタン生成能などを環境基準、排水基準などに基準化すべき	他の前駆物質については、現時点では具体的な物質についての十分な知見がないため、今後検討することとしています。
今回の追加することとしている物質が指定物質の定義に該当することについてしっかり説明すべき	<p>今回の事案は、ヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま河川中に放流され、浄水場において、浄水仮定で注入される塩素と反応し、消毒副生成物としてホルムアルデヒドが生成されたことにより、断水又は減水が発生するといった取水障害が発生したものです。</p> <p>環境中に放出された結果、他の物質に変化し、環境に影響を及ぼす物質についても指定物質として規定しており、ヘキサメチレンテトラミンは、現に影響を及ぼしたことから、指定物質の要件に該当するものと考えています。ご指摘を踏まえ、丁寧に説明していくこととします。</p>
今回の事案は排出事業者の怠慢であり、廃棄物データシートの運用を厳しく	廃棄物処理法での対応については、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を委託する際に、当該物質の含有に関する情報提供が必要であること等

すべき	を明確化した通知を発出しています。なお、廃棄物情報の提供に関するガイドライン（WDS ガイドライン）の見直し等については、今後検討することとしています。
登録農薬の補助成分として添加されており、開放系で使うことを規制すべき。	今回の追加とは直接関係のない御意見ですが、御意見として承ります。
法令に記載の化学物質名は見にくすぎる。	御意見として承りますが、化学物質名の記載方法として確立されておりますので、対応は困難です。
今回の提案は再発防止に役立つとは思えず反対（今回の事案は、通常の処理により発生したものであるため、今後同様の事例が発生したとしても要件に該当しないため。）	指定物質に追加することにより、ヘキサメチレンテトラミンを含む排出水が事故により公共用水域に排出された場合に応急の措置が講じられるようになること、また、利水障害を生じさせるおそれがある物質であると認識されることとなり、廃液の取扱いについて事業者に注意を促す効果もあることから、再発防止に対して一定の効果が期待されます。

このほか、「指定物質としての追加に賛成」という御意見もいただきましたが、考え方の記載が不要のため、特段記載しておりません。